

議案第 15 号

白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年白岡町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表公共下水道（汚水）の項中「1, 072 ヘクタール」を「1, 423 ヘクタール」に、「3 万 4, 600 人」を「4 万 2, 300 人」に改める。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

公共下水道事業全体計画の見直し及び地方自治法の一部改正に伴い、計画処理区域面積及び計画処理人口の変更等を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。